

報 告

DNA 親子鑑定の実用化がもたらす家族観の揺らぎと  
法的・社会的課題



令和8年（2026年）2月24日

日 本 学 術 会 議

臨床医学委員会

臨床ゲノム医学分科会

この報告は、日本学術会議臨床医学委員会臨床ゲノム医学分科会（第 26 期及び第 25 期）の審議結果を取りまとめ公表するものである。

日本学術会議臨床医学委員会臨床ゲノム医学分科会（第 26 期）

委員長	戸田 達史	（連携会員）	国立精神・神経医療研究センター病院長
副委員長	櫻井 晃洋	（連携会員）	札幌医科大学医学部遺伝医学教授
幹事	田中 敏博	（連携会員）	東京科学大学大学院疾患多様性遺伝学分野教授
	尾崎 紀夫	（第二部会員）	名古屋大学大学院医学系研究科精神疾患病態解明学特任教授
	加藤 和人	（第二部会員）	大阪大学大学院医学系研究科医の倫理と公共政策学分野教授
	青木 洋子	（連携会員）	東北大学大学院医学系研究科教授
	金井 弥栄	（連携会員）	慶應義塾大学医学部病理学教室教授
	神吉佐智子	（連携会員）	大阪医科薬科大学医学部外科学講座胸部外科講師
	古庄 知己	（連携会員）	信州大学医学部遺伝医学教室教授
	杉浦 真弓	（連携会員）	名古屋市立大学大学院医学研究科産科婦人科教授
	高田 史男	（連携会員）	北里大学副学長・大学院医療系研究科臨床遺伝医学教授
	玉利真由美	（連携会員）	東京慈恵会医科大学総合医科学研究センター分子遺伝学研究部教授
	徳永 勝士	（連携会員）	国立健康危機管理研究機構国立国際医療研究所ゲノム医科学プロジェクトプロジェクト長
	中山 智祥	（連携会員）	日本大学医学部病態病理学系臨床検査医学分野教授
	平沢 晃	（連携会員）	岡山大学学術研究院医歯薬学域 臨床遺伝子医療学分野教授
	三宅 秀彦	（連携会員）	お茶の水女子大学大学院人間文化創成科学研究科教授
	田中 真二	（連携会員）	東京科学大学大学院医歯学総合研究科分子腫瘍医学分野教授
	徳富 智明	（連携会員）	川崎医科大学小児科学特任教授

日本学術会議臨床医学委員会臨床ゲノム医学分科会（第25期）

委員長	戸田 達史	（第二部会員）	東京大学大学院医学系研究科神経内科学教授
副委員長	櫻井 晃洋	（連携会員）	札幌医科大学医学部遺伝医学教授
	尾崎 紀夫	（第二部会員）	名古屋大学大学院医学系研究科精神疾患病態解明学 特任教授
	加藤 和人	（連携会員）	大阪大学大学院医学系研究科医の倫理と公共政策学 分野教授
	青木 洋子	（連携会員）	東北大学大学院医学系研究科教授
	門脇 孝	（連携会員）	東京大学名誉教授/国家公務員共済組合連合会虎の門 病院院長
	金井 弥栄	（連携会員）	慶應義塾大学医学部病理学教室教授
	古庄 知己	（連携会員）	信州大学医学部遺伝医学教室教授
	杉浦 真弓	（連携会員）	名古屋市立大学大学院医学研究科産科婦人科教授
	高田 史男	（連携会員）	北里大学大学院医療系研究科教授
	田中 敏博	（連携会員）	東京科学大学大学院疾患多様性遺伝学分野教授
	玉利真由美	（連携会員）	東京慈恵会医科大学総合医科学研究センター分子遺 伝学研究部教授
	徳永 勝士	（連携会員）	国立国際医療研究センターゲノム医科学プロジェクト プロジェクト長
	中山 智祥	（連携会員）	日本大学医学部病態病理学系臨床検査医学分野教授
	平沢 晃	（連携会員）	岡山大学学術研究院医歯薬学域 臨床遺伝子医療学分 野教授
	福嶋 義光	（連携会員）	信州大学医学部・信州大学特任教授（医学部）
	三宅 秀彦	（連携会員）	お茶の水女子大学大学院人間文化創成科学研究科教 授
	村上 善則	（連携会員）	東京大学医科学研究所癌・細胞増殖部門教授
	山内 泰子	（連携会員）	川崎医療福祉大学医療福祉学部医療福祉学科教授

本報告の作成に当たり、以下の方々に御協力をいただいた。

棚村 政行 早稲田大学名誉教授

本報告の作成に当たり、以下の職員が事務を担当した。

事務局	郷家 康徳	参事官（審議第一担当）
	加瀬 博一	参事官（審議第一担当）付参事官補佐
	實川 雅貴	参事官（審議第一担当）付審議専門職

# 要 旨

## 1 作成の背景

近年、ゲノム技術の進展とともに、親子関係の生物学的真偽を判定する DNA 親子鑑定が法的規制のない民間サービスとして広まりを見せている。特に、出生前に母体から採取した血液を用いた非侵襲的 DNA 鑑定により、胎児のゲノムを解析し、推定父親との親子関係を判定できるようになったことで、倫理的・法的な課題が顕在化している。本報告は、2022 年 9 月に日本学術会議臨床医学委員会臨床ゲノム医学分科会で開催された公開シンポジウムを契機とし、医学、法学の専門家が協力して作成したものである。

## 2 現状及び問題点

DNA 親子鑑定は、医療としての診療行為ではなく民間の営利事業として展開されている。鑑定方法は高度に発展し、STR（短鎖反復配列）や SNP（一塩基多型）等の技術により 99.99%以上の確率で父子関係の肯定・否定が可能である。

一方で、その実施方法や品質管理には統一的な監督体制が存在せず、任意で送付された体液・毛髪・吸い殻等から第三者の同意なく検体が採取される事例も報告されている。また、司法手続の場でも、民間業者の鑑定結果が証拠として扱われる場合とそうでない場合とが混在しており、法的整合性に乏しい。

さらに、遺伝的親子関係と民法上の親子関係との間に齟齬がある点も深刻である。例えば、社会的に父とされる人物との関係性が否定され、あるいは逆に認知された子との関係を遺伝的根拠で否定しようとする訴訟が発生しており、最高裁判所で意見が割れる判例も存在する。出生届や認知、婚姻外の出産、代理懐胎、性別変更後の出産等、従来の制度設計では対応が困難な複雑な事例が現実には生じている。

## 3 報告の内容

本報告は、近年急速に市場化されている DNA 親子鑑定の実用化が、我が国における親子関係・家族観・法制度に与える影響について、医学的、生物学的、法的観点から多面的に考察し、社会的な議論を喚起することを目的としている。DNA 親子鑑定は、医療行為とは異なる位置付けで営利目的に提供されており、その法的規制や社会的理解は十分ではない。本報告では、現状の技術・制度の問題点を明らかにするとともに、今後必要とされる制度整備についても言及する。以下の観点から DNA 親子鑑定にまつわる問題点を整理し、今後進めるべき議論の方向性について検討する。

(1) 技術の概要とその限界：DNA 多型の種類と鑑定法の進歩について概説した上で、鑑定結果の信頼性とその限界について整理する。

(2) 司法判断との乖離：実際の民事訴訟において、DNA 鑑定の結果が必ずしも法的親子関係の判断と一致しない事例について紹介し、科学と法の間ギャップを提示する。

(3) 国内外の規制状況の比較：アメリカやフランス、ドイツ、韓国等の制度を比較し、日本における規制の欠如とそのリスクについて指摘する。

(4) 倫理的・社会的影響：出生前鑑定による中絶の判断、擬父の同意なき鑑定の実施等、倫理的課題についても検討する。

(5) 今後の制度的対応：民法改正の経過をその背景とともに振り返り、DNA 親子鑑定をめぐる法的課題について整理する。

本報告は、現時点で結論を導くことを目的とせず、関係者や市民が事実と課題を共有することを通じて、国民的議論の活性化と制度の適正化につなげることを意図するものである。

## 目 次

1	はじめに .....	1
2	DNA 親子鑑定技術の歴史と現状 .....	2
3	DNA 鑑定技術とその市場化が惹起する親子関係・家族観の揺らぎ .....	4
4	DNA 親子鑑定をめぐる海外の動向 .....	8
5	実親子関係をめぐる法改正の動き .....	10
6	DNA 親子鑑定をめぐる法的課題 .....	12
7	おわりに .....	14
	<参考資料1> 審議経過 .....	15
	<参考資料2> シンポジウム開催 .....	16

## 1 はじめに

我が国においては、体質や健康に関するゲノム上の多型を解析し、その結果を提供するいわゆる遺伝子検査ビジネスが広く行われているが、こうした営利活動に関する法的規制の基盤はない。遺伝子検査ビジネスのひとつとして出生前親子鑑定サービスがある。これは妊婦の末梢血を用い、非侵襲的出生前遺伝学的検査（non-invasive prenatal genetic testing、NIPT）と同じように胎児ゲノムを解析し、母親及び擬父（父と思われる男性）のゲノム情報と比較することによって、親子（基本的に父子）の血縁関係の有無を鑑定するものである。医療の範疇には入らないが、生命の選択、倫理、家族関係への影響といった面で深刻な問題を生じうる検査であるにもかかわらず、その問題点は十分に認識されていない。例えば親子関係の有無を争う民事訴訟において、下級裁判所では親子鑑定ビジネス結果を採用する判例が出始めているが、明治時代に制定された民法上の嫡出推定（妻が生んだ子を原則夫の子と推定する規定）の定義は現在も有効であるため、上級裁判所では生物学的関係を覆す判断がなされる。

この他、代理出産によって生まれた子が養子扱いとなる、ミトコンドリア病ではミトコンドリアマザー（ミトコンドリアの変異の母）、ジェノミックマザー（核DNAの母）、父親という3人の親を持つ、といった事態も生じてくることが想定される。今後、遺伝子改変等がかかわる可能性も考えられる現在の状況下で、医学的、生物学的、法的な観点から、今後我が国がとるべき対応について議論し、関連する学際領域の知恵を結集して、政治、行政、社会に向けて意思を表出することは極めて重要であると考えた。

このように、我が国では科学的に正確な生物学的血縁関係の有無を判定できる技術と、従来の民法における親子の定義に齟齬が生じており、またこうした重要な情報を提供する民間企業について、国家として監督・規制を行う基盤が存在していないといった問題が生じている。この問題は当事者たる親子にとっても混乱を生じさせ、福利厚生上の不利益を被る可能性もあるものと言える。また、我が国における親子とは何か、という根源的な問いを投げかけるものでもある。この問題に対して、我が国としてどのように対応していくべきか、何らかの規制の必要性、必要とすればどのような規制が適切であるのかなどについて、医学、生命科学のみならず、倫理学、法学、社会学を含む分野横断的な議論によって国民の間でのコンセンサスを構築する努力が求められる。今回の意思の表出は、現時点で特定の結論を提示するものではなく、情報共有をして社会的な議論を喚起することを目的とする。本報告は、2022年9月に日本学術会議臨床医学委員会臨床ゲノム医学分科会で開催された公開シンポジウムを契機とし、医学、法学の専門家が協力して作成したものである。

## 2 DNA 親子鑑定技術の歴史と現状

親子鑑定のうち、母子関係の鑑定は病院での取り違えのような特殊な状況で生じうるが、通常親子鑑定で問題になるのは父子の血縁関係の有無である。生体試料を用いて親子の生物学的な血縁関係の有無を確認する方法としては、1901年にランドシュタイナー (Karl Landsteiner) が ABO 式血液型の存在を明らかにして以降、もっぱら血液型鑑定が用いられてきた。通常、医療現場において問題となる血液型は ABO 式と Rh 式に限られるため、それ以外の 30 種類を超える血液型が取り上げられる機会はほとんどないが、これらもメンデル遺伝形質であるため、親子鑑定に用いることが可能である。

血液型が親子鑑定に用いられていた 1980 年代の時点でも、99%以上の確率で父子関係が存在しないことを鑑定できたが、親子関係の確実な判定は不可能であり、また誤判定の可能性もあった。

犯罪捜査や災害現場における個人識別と同様に、親子鑑定が血液型から DNA を用いるようになった契機は、ジェフリーズ (Alec J Jeffreys) が DNA の多型性に富む領域の解析を応用した個人識別法を「DNA フィンガープリント法」として Nature 誌に発表した、1985 年のことである。ジェフリーズのフィンガープリント法は、ゲノム上に存在する数十塩基長程度の配列が数十回から数百回繰り返している、variable numbers of tandem repeats (VNTR) もしくはミニサテライトと呼ばれる領域の DNA 断片の長さを解析するものである。この反復回数には個人差があるため個人識別の指標となりうるとともに、親から子には基本的に反復回数が増えることなく伝えられるため、父子で断片長のいずれもが一致しない場合には血族関係は高い確率で否定される。ただし、一致した場合も単純に血縁関係を肯定できるわけではない。

その後 DNA を用いた個人識別は、それまでの制限酵素によって DNA を切断し、その断片長を比較する方法から、ポリメラーゼ連鎖反応 (polymerase chain reaction: PCR) によってゲノム上の特定部位を増幅し、微細な断片長を比較する方法が導入されるに至り、より精密で正確なものとなった。それらのうち、short tandem repeats (STR) もしくはマイクロサテライトと呼ばれる 2-5 塩基程度の配列が反復する領域は、領域全体の塩基長も数百塩基程度と PCR 法によって簡便に増幅できるため、広く用いられるに至った。ただし STR は単一では識別能力が低いことから、複数の STR を同時に解析する方法が一般的である。我が国の法医学鑑識では 15 か所の STR を増幅し、タイピングする方法が用いられてきたが、この方法によれば、ほぼ 100%に近い父権関係肯定確率が得られる。また、最近では塩基レベルの配列の個人差である single nucleotide polymorphisms (SNPs) (一塩基多型) も個人識別マーカーとして用いられるようになっている。

現在我が国においては、多くの民間企業が親子鑑定 DNA 解析ビジネスに参入しており、それぞれの企業が提供する商品の内容はウェブサイトで紹介されている。ただし、解析する DNA 多型の種類や解析方法、結果に基づいた親子関係の判定法等については詳細な記載がなされていないものが多い。また、同一の解析を「私的鑑定」と「法的鑑定」として別料金を設けている企業もある。前者の場合は検体採取キットが依頼者に配送され、依頼者

が自身で検体を採取して返送するのに対し、後者は企業の担当者の対面の元で被検者全員の検査を採取することにより、検体のすり替えなどを回避するものである。ただしこの両者の区別は法的根拠に基づくものではない。

### 3 DNA 鑑定技術とその市場化が惹起する親子関係・家族観の揺らぎ

1990 年代中盤辺りから、遺伝学的検査を医療に携わらない企業が商品化し、医療機関を介さずに販売するいわゆる「遺伝子検査ビジネス」が西欧諸国や日本で勃興してきた。その主たる商品は肥満や疾病易罹患傾向を探ると謳う体質検査サービスで、しばしばマスコミでも取り上げられ、大衆にも認知されてきたが、同じ頃、もう一つの「商品」が販売され始めていた。それは DNA 鑑定商品で、主に父子鑑定商品が主流で 2000 年代に入って普及し、家庭裁判所等でも、それまで大学医学部の法医学教室等に委託していたものを、当事者が業者に依頼して実施した鑑定結果を採用する判例が散見されるようになった。この商品普及のおかげで、実際には裁判に至る前に鑑定商品を購入して鑑定を実施し、事前に父子血縁関係存否の事実が判明した結果を以て調停の段階で解決するという用い方もされるようになり、それが良いか悪いかは別にして、訴訟の負荷軽減になっている可能性も伺える。

一方で、擬父をはじめとした対象者の同意を得ずに下着に付着した体液やタバコの吸い殻のフィルターに付着した唾液、体毛等を検体として受け付け、浮気検査と称したり父子鑑定と結び付けたりして販売する業者もいる。医療分野では、当事者の同意なく遺伝学的検査を実施することは到底容認される状況ではないが、鑑定ビジネスにおいては「私的鑑定」と称し、公的鑑定とは異なって司法上の証拠能力は無いが、事前確認のため、被検者の同意なく検体を採取してもよいかのように扱っている業者が存在するのが現状である。

その後、出生前の胎児を対象とした DNA 親子鑑定商品が販売されるようになった。これは母体保護法第 14 条に規定される人工妊娠中絶実施の容認できる要件に該当しない事情、例えば婚外行為により妊娠した胎児の父親を特定し、夫の子でないなら中絶を選択するなどといった行為につながりかねない事態が想定されると日本人類遺伝学会が憂慮し、日本産科婦人科学会に働きかけ、同学会倫理委員会より同会員である産婦人科医向けに、同法第 14 条第 2 項に記載の暴行等により妊娠させられるなどして司法の下に中絶が実施される可能性のある場合を除いて、出生前父子 DNA 鑑定のための羊水穿刺は行ってはならないという通達が発せられた（2006 年 12 月 7 日付）。しかしその後、妊婦の血液中には胎児由来の DNA が浮遊している事実が発見され、採血だけで出生前 DNA 父子鑑定が技術的には可能であることが判明すると、急速に商品化され販売されるに至った。採血は産科医でなくとも他科医師、看護師、臨床検査技師でも実施は可能であり、検体採取の手段を以て関門としていた上記通達は実効性を失った。

司法の場では、その後も鑑定業者による父子鑑定結果を以て調停の段階で父子関係の存否確認を済ませてしまい、存否確認を目的としての訴訟に至る前に双方が争いをやめてしまったり、家庭裁判所や簡易裁判所の民事訴訟等で証拠として提出される事案が認められたりもした。そもそも調停にすら至らない前のつばぜり合いの段階のやり取りに鑑定ビジネスが実数としてどれくらい販売されたのかといったデータは持ち得ないものの、鑑定ビジネスの水面下でのニーズは調停や訴訟の数より遥かに多いであろう可能性は想像に難くない。

近年、我が国の親子関係の制度や概念に重大な影響を与える判例や事案が認められている。文字数の関係でほんの数例に留めるが、以下に例示する。

まず、社会的親子関係を否定し遺伝的親子関係を採用した判例の一例を挙げる。もともと妻の連れ子であった子と親子として生活してきた戸籍上の父子間で、妻との離婚を機に父親による親子関係不存在確認訴訟を争ったケースである。自明であったにもかかわらずDNA親子鑑定が実施され、医学的に父子関係の不存在結果が得られたものの、一審ではそれが採用されず父子関係が維持される判決が下された（1997年大分地裁）。しかし、二審では父親の主張を認め一審を破棄し、DNA親子鑑定結果を採用し親子関係不存在が認められ、その後、上告される事が無かったため判決が確定している（1998年福岡高裁）。

次に、生物学的に親子関係が存在しない事が自明であったにもかかわらず親子と認められた判例を挙げる。性同一性障害で男性に性を変更した夫と生物学的女性の妻の夫婦が第三者の精子提供で出産した子に対し、父子間の親子関係の存在確認を求めた訴訟で、一・二審では生物学的（遺伝的）親子関係の存在しない事は明らかとして父子関係を認めなかったが、最高裁判所では2人の裁判官が反対意見を述べるなど意見が割れる中で、この父子関係を民法第772条の、妻が婚姻中に懐胎した子を夫の子と推定するという嫡出推定の条文を根拠に父子関係の存在を認め嫡出子とする判決を下している（2013年最高裁）。

三つ目に、妻となる女性の連れ子を結婚を機に我が子と認知しておきながら、その後離婚を機に認知の取消を求めた訴訟で、遺伝学的父子関係がないことを理由に、自らその認知が無効であると主張することが許されるかについて最高裁判所で争われたケースがある。ここでは3対2と裁判官の判断が分かれる中で、その認知の取り消しを認める判決が下されている。最高裁判所では、遺伝学的親子関係の有無で法的親子関係の判断をしていない。しかし認知の場面に限っては、親子関係の判断に遺伝学的親子関係を採用した事案である（2014年最高裁）。

最後に、その後の我が国の親子関係の概念に重い一石を投じることになった判例を挙げる。子（母が代理人）が法律上の父（夫）に対し、親子（父子）関係不存在確認の訴訟を起こした札幌と大阪の判例である。子は婚姻中に妻が出産したことで嫡出子であったが、DNA父子鑑定の結果、遺伝学的には父子関係は否定されている。係争中、札幌ケースは離婚成立、大阪ケースは離婚調停中であったが、子らはいずれも母と遺伝学的父親と同居し新家庭を形成し暮らしていた。しかし、法律上の父親は、子との父子関係維持を望み訴えを起こしたものである。札幌・大阪のいずれの訴訟でも一・二審ではDNA父子鑑定結果を採用し遺伝学的父親が異なることは明らかで、しかも子は既に遺伝学的両親の下で育てられ順調に成長している状況に鑑み、子の法律上の父との父子関係の不存在の判決を下した。これに対し最高裁判所では裁判官の主張が分かれる中、「子の身分関係の法的安定を保持する必要がなくなるものではない」として、DNA父子鑑定結果に基づく親子関係の修正を認めない判決を下した（2014年最高裁）。

当該裁判の司法判断は、全員一致とならなかった中での判決となったわけだが、担当した裁判官の個別の意見陳述の詳細、及びそれらに対する法律の専門家らの法解釈や法的見解等については「6. DNA親子鑑定をめぐる法的課題」において詳記している。

最後に、海外での代理懐胎（代理出産、いわゆる借り腹）により、受精させた精子と卵子の所有者である夫婦の子として届け出ることを法的に認める国で発行された出生証明書を帰国の際に持ち帰り、日本で出生届が受理されるケースのある一方で、受理されず司法の場で争われるケースもあった。米国で代理懐胎で出生した子を、ネバダ州裁判所で遺伝学的両親の子であると認める判決が出され、それをもとに出生証明書が発行されて帰国したが、国内では出生届は不受理となり、一審でもそれを支持する判決が下された判例がある。しかし二審では、「法制定時に想定されていなかったからといって、人為的な操作による出生が、我が国の法秩序に受け入れられない理由とはならない」として出生届の受理が命じられた（2006年東京高裁）。同判決では夫妻と子に遺伝学的親子関係があること、親子と認めるアメリカ・ネバダ州裁判所の命令が確定しており、日本で夫婦の子と認められないと、子は法律的な親がない状態が続くとして「子の福祉を優先し、州の確定裁判を承認しても公序良俗に反しない」との判断を示した。しかし、最高裁判所では一転して従来どおり「分娩者が母」として、夫妻を両親とする出生届けは受理しない判断が示されている（2007年最高裁）。

民法は子の福祉を優先するという高邁な思想の下に制定され、そのお陰で多くの命が守られてきたのは事実であり、その果たしてきた役割は計り知れない。一方で、その制定の歴史を顧みるとき、人類が親子の関係を客観的・科学的事実として証明する術を持たない時代に制定されたものであることは言をまたない。加えて、貧しかった明治の時代と令和の現代を比較する時、子供を衣・食・住の面だけでなく、遥かに幅広い面での子の福祉を守る現在の仕組みは、明治31年に民法が成立、施行された頃の、子が父親、すなわちその家の子として認知されなければ、その子供は明日は飢えて死んでしまうかも知れない、という社会福祉体制の極めて脆弱であった明治とは比較にならないほど充実した時代を迎えているとも言えるであろう。

親子関係を、時に半ば強引にでも確定させる民法（家族法）の規程は、子の福祉を守ってきたことは事実である。一方で、民法という不磨の大典も、科学技術の進歩やその実装化の進捗に対応しきれない事態が、ここまで縷々述べてきた様々な事案をはじめとして露呈し始めているのもまた事実であり、家族・親子の概念の揺らぎが抑えきれない状況にまで陥りつつあるという声も聞かれ始めている。

決して、医学界として遺伝学的、生物学的血縁関係のみで親子関係を規定すべきなどという議論を提起しようという意図があるわけではないが、一方で、様々な社会基盤が科学・医療技術の進歩に追いつかなくなっている点も否めなくなり、軋みが鳴り始めている民法を金科玉条のごとく一切の例外を認めないままで堅持していくので果たして我が国の家族観が安定したままで行けるのか、という視点もあってもいいのではないか。医学・法曹ともに思考の途絶に基づき否定の姿勢から、虚心坦懐、まずは自由な議論を始めてみることは決して悪いことではないのではないか、という思考も検討されてよい時期に差し掛かっている。

さらに、今後我々が直面することになるであろう課題として一例を挙げておくが、英国では2015年、ミトコンドリア病の女性の卵子の細胞核を取り出し、健常女性の卵細胞

の脱核した細胞質に移植することで、疾病の原因となるミトコンドリア DNA の存在しない卵細胞を作り、それに夫の精子を受精させる技術の導入を認める法律が成立している。これは我が国の事例ではないことでもあり、国内の司法の場で争われてはおらず、当然司法判断も出ているものではないが、生物学的には核 DNA の母親と細胞質（ミトコンドリア DNA）の母親の 2 人がいて父親がいるという、多少大仰にいえば 3 人の親を持つ子が存在する概念を人類が初めて容認する時代を迎えたとも言える。今後こういった複雑な問題が我が国でも起こってくる可能性に鑑み、今のうちからこれら生殖補助医療等、生命科学技術の急速な進歩からくる新たな医学的・遺伝学的親子関係のパラダイムシフトの可能性への姿勢や法的対応について、広く国民の間で冷静かつ真摯な議論を積み重ねて行くことが求められる。

#### 4 DNA 親子鑑定をめぐる海外の動向

アメリカ合衆国では、遺伝子市場が形成され、極めて盛んである。しかし、科学的鑑定に関わる研究所や医療機関等では、公的認証機関と認証基準が示され、機器の管理、鑑定手続、報告書の作成等で厳格な質の保証のためのルールが設けられている。また、アメリカでは、50州で家族関係、親子関係を規律する法律が異なっているために、親子関係についてはアメリカ法律家協会(American Bar Association、ABA)が、統一親子関係法(Uniform Parentage Act、UPA)を採択して、各州に制定を推奨している。UPA2002年法は、テキサス、イリノイ、ワシントン等11州で採択され、2017年に改訂版が公表された。UPAの第5章では、遺伝学的検査が規定され、ここでは、裁判所、行政等の公的機関の利用と当事者による任意の利用が認められている。しかし、いずれもアメリカ血液銀行協会やアメリカ組織適合免疫遺伝学会により認定された団体、または連邦保健福祉省による認定団体において、遺伝学的検査の専門家によって、99%を超える親子関係の蓋然性(父性肯定確率)と、100対1の合計親子関係指数の両方の証明が求められ、これが証明されると男性は法的に親として推定される(UPA § 505)。アメリカでは、このように、遺伝情報等はセンシティブな個人情報であって、親子関係の鑑定でも、裁判所は、紛争の解決のために必要な範囲で鑑定を求め、しかも質が保証され認証された研究所等に命じることになる。

DNA 鑑定市場には多くの民間企業が参入し、その正確性・質の確保のため、英国認証サービス(United Kingdom Accreditation Service、UKAS)が重要な働きをしている。英国保健省(National Health Service、NHS)は、遺伝学的検査やゲノム検査について、その有用性と問題点についても案内しており、遺伝情報を同意なく、目的外に使用しないなどとしている。また、全英医師会(British Medical Association、BMA)も、DNA 親子関係検査など遺伝情報は、家族関係に重大な影響を及ぼし、事業者を利用する医師が本人の同意を得ずにサンプルを採集することはできず、同意なく行った場合には犯罪になるし、医師資格の停止等の不利益も受けるとしている。内務省は、政府や司法に助言する法科学監督官を任命している。DNA 鑑定は、犯罪捜査、親子鑑定等で裁判所が命じるか、関係者の同意がないと実施することができない。

ドイツでも、遺伝情報・遺伝子検査には規制があり、各州の警察等は科学研究所を持ち、大学の法医学研究室や認証を受けた民間研究所もDNA 鑑定を実施している。ドイツの認証機関(Deutsche Akkreditierungsstelle、DAkkS)の認証を受けないと司法手続での科学的鑑定証拠として採用されないし、当事者の同意を得ない秘密鑑定は民事裁判では許されない。また、刑事手続でも、刑事訴訟法とDNA 同一性確定法があって、裁判官の命令がないとDNA 鑑定の利用はできないのが原則である。しかし、2004年に、DNA 鑑定関連法規の改正があり、性犯罪や児童ポルノ禁止法等に違反する犯罪防止のために、刑事手続に関連したDNA 鑑定の利用の緩和が認められた。

フランスでは、生命倫理法で、DNA 鑑定については厳格に規制されている。DNA 鑑定は、医療・科学研究目的、死亡した軍人の身元確認、刑事・民事の司法手続で必要とされた場合にのみ許され、しかも裁判官の命令がある場合に限られる。もし、これに違反すると最

高1年の拘禁、1,500ユーロの罰金となる。究極の個人情報であるDNA鑑定は、誰でも自由に行えるとする放任状態の日本と異なり、フランスではかなり厳格に運用されている。

もともと、フランス法では、親子関係については、生物学的真実よりも、身分証書という身分関係の登録簿に記載された親子関係、いわゆる「身分占有」(社会的事実)が重視されてきた。しかし、DNA鑑定技術の進歩により、破棄院(フランスでの最高裁判所)2000年判決が示した「鑑定の合理性」に基づき当事者の一方がDNA鑑定を請求した場合に、裁判所はこれを命じなければならないことになり、実親子関係の確定のための科学的証拠の利用が、生物学的真実へのアクセスの可能性を広げ、身分占有(社会的事実)の尊重の制度を修正する結果になった。また、移民法制では、大量の不法移民を規制するためDNA鑑定の利用も認められており、実親子関係における社会的親子関係と生物学的親子関係のバランスが問われている。

韓国では、2005年に生命倫理及び安全法が制定され、科学的立証が不確実な身体的な外観や性格に関する遺伝学的検査は禁止される(生命倫理及び安全に関する法律第25条)。遺伝学的検査を行う場合、検査対象者からの同意が必要とされ(同法第26条)、遺伝学的検査に基づく遺伝情報での差別、遺伝学的検査の強制、結果の提出の強制も禁じられている(同法第31条)。2007年に遺伝学的検査指針等が策定され、科学的立証の不確実なDNA鑑定や遺伝学的検査に規制を設けた。なお、2010年には、犯罪捜査や予防のためのDNA型情報の収集、利用及び保護に必要な事項を定めるDNA身元確認情報データベース法が制定された。

日本では、以上のような海外での動向と比べ、DNA鑑定技術や遺伝学的検査等についても、他の先端技術の利活用と同様に、研究開発分野ごとの個別的行政指針が出されることが多く、倫理面、政策面、法制面での総合的体系的な議論や検討の立ち遅れが目立っている。

## 5 実親子関係をめぐる法改正の動き

民法の実親子関係の成立をめぐるルールは、婚姻によって生まれた子(嫡出子)については、嫡出推定制度(民法第 772 条以下)、婚姻関係のない父母の間で生まれた子(嫡出でない子)については、認知制度(民法第 779 条以下)に定めがある。嫡出推定制度は、婚姻している夫婦の間に生まれた子について、夫が父である蓋然性を根拠に、夫婦のプライバシーや家庭の平和を守りつつ、子どもの法的地位や身分関係の法的安定を図るための制度であるが、基本的には、明治 31(1898)年にできたもので、既に 125 年以上も経ったものである。

ところで民法は、「妻が婚姻中に懐胎(妊娠)した子は、夫の子と推定する」ほか、「婚姻の成立の日から 200 日を経過した後又は婚姻の解消若しくは取消しの日から 300 日以内に生まれた子は、婚姻中に懐胎(妊娠)したものと推定する」との 2 段階の推定規定を置く(民法第 772 条)。しかも、嫡出推定という形で父性推定が働く子については、夫が自分の子であることを承認した場合(民法第 776 条)や、夫が子の出生を知った時から 1 年以内に、嫡出否認の裁判を起ささない限り(民法第 774 条・777 条)、たとえ真実の父子関係が存在しない場合でも、誰からも法的に争ったり覆すこともできなくなる。

しかしながら、医学や科学技術の長足の進歩により、生殖補助医療や不妊治療により生まれる子も増えてきた。また、戦前と比べると、永らく一組の夫婦が婚姻関係を続けるというより、夫婦関係が修復できないときには、離婚や別居、再婚することが多くなった。さらに、近年、パートナーによる暴力・虐待等から逃れて別居中に別の男性との間で子をもうけるケースも増えている。このような場合には、正式な離婚の手続が踏まれずに、夫と別居しながらも、別の男性の子をもうけると、真実の父でない「前夫の子」と推定されるところから、母親が出生届を出さないことで無戸籍状態になっている子がたくさんいることが大きな問題となっていた。いわゆる「無戸籍者」問題であり、「戸籍のない子」や「無戸籍者」とは、実際には生きているにもかかわらず、親が一定の事情で戸籍の出生届を出さないところから、正式に登録されたり公的には認められたりしていない子や大人のことを指す。

そこで、2022 年 12 月に、無戸籍者の解消を目指して、また、社会や時代の変化を受けて、嫡出推定制度を中心とする民法(親子法)の改正が行われた。今回の改正では、婚姻の成立から 200 日以内に生まれた子についても、婚姻成立後生まれた子は、現に婚姻している夫が子の父であると推定される。いわゆる「授かり婚」が増えており、婚姻前に妊娠した子でも、現に婚姻している夫の子と推定することで、生まれてくる子の法的地位を強化することを狙った。また、離婚後 300 日以内に生まれた子でも、再婚していれば、前夫ではなく、再婚の夫の子として推定を及ぼして、父子関係をめぐる争いを防止し、無戸籍問題を解消しようとする狙いがある。その結果、前夫と再婚の夫との間での父性推定の重複はなくなり、これまで離婚後 100 日間は女性にのみ再婚を禁止する民法の規定(民法第 733 条)は廃止されることになった。

また、婚姻関係にある夫婦で、妻が生んだ子が夫の子であることを否認できるのは(否認権)、子の父、前夫のほかに、子や母にも拡大されることになった。子どもが小さいときは、母が親権者として子を代理して行うことができるとともに、母も子の養育に関わり父が誰であるか知りうる立場にもあるため、母固有の否認権を認めた。父子関係を否定する「嫡出否認権」を父だけでなく、子や母にも広げることで、父から否認への協力を取り付けられないとか、父に知らせたくない場合でも、母らが「前夫の子でない」と主張することを可能にしたため、出生届が出しやすく無戸籍の解消にもつながると期待される。

さらには、否認権の行使の出訴期間は、原則として、子の出生の時(知った時)から3年と期間を伸長した。これは、子どもの身分関係の法的安定性を保持する上から、できるだけ短期間で父子関係を決着させるとともに、他方で、これまでより期間を長くし否認をしやすくした。母の否認権や前夫の否認権は、子の利益に反することが明らかであれば行使できないことや、子は21歳まで否認権を行使できるが、父による養育の状況も配慮し、同居期間が3年を下回るときにのみ否認が認められることに改められた。これらの規定を見ると、今回の改正は、婚姻や血縁・遺伝学的な関係の有無で父子関係を定める民法の建前について、子の利益や社会的親子関係という親子としての生活の実態等を重視しながら、法的親子関係を決めていこうとする新しい理念が取り入れられている面では高く評価することができる。

しかし、積み残された課題も少なくない。例えば、嫡出子(婚姻によって生まれた子)と嫡出でない子(婚姻外で生まれた子)の概念は、法的に正当かそうでないかという意味合いを持っており、嫡出でない子に対する不当な社会的差別や社会に根強い偏見を助長してきた。国連の子どもの権利委員会等からも、嫡出概念の撤廃と子の平等化が再三勧告されており、今回の民法(親子法制)部会の審議でも改善をすべきとの意見が有力であったものの、土壇場で先送りとなってしまった。また、無戸籍問題の解消のためには、嫡出推定の実体的ルールの大膽な見直しだけでなく、司法アクセスの困難な母親に対して、別居や前夫の子を懐胎する可能性がないことを証明する公的書類を添付した出生届の提出を認めるという案が有力に主張され審議されてきた。しかしながら、この制度も、戸籍の窓口で混乱が生じないか、嫡出推定制度を空洞化しないかなどの懸念が払拭できず、今回の改正には盛り込まれないことになった。

## 6 DNA 親子鑑定をめぐる法的課題

法的親子関係の存否が争われるときに、DNA 親子鑑定の結果は法的判断も大きく左右している。しかし、法的親子関係は、単なる血縁や遺伝学的親子関係の存否だけで決めてよいのだろうか。ここでは、法的親子関係の存否をめぐる争われた事例を通じて、日本での学説・判例・裁判実務の現状とその課題について明らかにする。

前にも触れた最高裁判所平成 26 年 7 月 17 日第一小法廷判決の 3 名の裁判官による多数意見は、婚姻中に妻が夫以外の男性との間で妊娠出産した子について、夫と子の間に生物学上の父子関係が認められないことが DNA 鑑定等の科学的証拠によって明らかであり、かつ、子が現時点において夫の下で監護されず、妻及び生物学上の父の下で順調に成長している事情があっても、身分関係の法的安定を保持する必要が当然になくなるものではないから、懐胎時に、夫婦が事実上の離婚状態で夫婦としての実態が失われていたりするなど外観上明白に夫の子を懐胎する可能性がない場合でない限り、嫡出推定は及び、子から戸籍上の父に対する親子関係不存在確認の訴えは不適法で却下されると判示した(最一小判平成 26・7・17 民集 68 卷 6 号 547 頁)。これに対して、2 名の裁判官が、夫婦の婚姻関係が実質的に破綻して夫婦のプライバシーや家庭の平和が壊れ、血縁上の父との親子関係を確保できるような場合には、例外的に子からの親子関係不存在確認の訴えを認めてよいと反対意見を述べている。白木勇三裁判官は、科学技術の進歩は目覚ましく DNA 鑑定による個人識別能力は究極の域に達しており、父子の血縁の存否がほとんど誤りなく明らかにできるようになったが、真実の父子関係を明らかにし、これを戸籍上も反映させたいと願う人情も無視できないとして、多数意見に対して異を唱えた。

他方で、多数意見に与した桜井龍子裁判官の補足意見では、「確実に判明する生物学上の親子関係を重視する立場」もありうるところであるが、「解釈論の限界を超えるもので」、親子関係に関する規律は、国の基本的な枠組みに関する問題であり、その解決は裁判所が個別具体的な事案の解決で行うのではなく、「立法政策の問題」として検討されるべきと説いた。また、山浦善樹裁判官は、補足意見として「科学技術の進歩に応じ、その効果的利用が必要であることは言うまでもないが、DNA は人間の尊厳に係る重要な情報であるから決して濫用してはならない。たまたま DNA 検査をしてみた結果、ある日突然、それまで存在するものと信頼してきた法律上の父子関係が存在しないことにつながる法解釈を示すことは、夫婦・親子関係の安定を破壊するものとなり、子が生まれたら直ちに DNA 検査をしないと生涯にわたって不安定な状態は解消できないことにもなりかねない。このような重要な事項について法解釈で対応できないような新たな規範を作るのであれば、国民の中で十分議論をした上で立法をするほかはない。」と説示し、DNA 鑑定の利用に対して警鐘を鳴らしている。

学説でも、水野紀子白鷗大学教授は、「DNA 検査によって親子関係の有無はきわめて高い確率で判断できるようになった。しかし民法の定める法律上の親子関係は、遺伝子上の親子関係と必ずしも一致しない。それは民法が DNA 検査のない時代に立法されたからではなく、もともと法律上の親子関係とは、遺伝子上の親子関係のみならず子の福祉等を考慮して設計される前提のものだからであり、日本民法がモデルにした西欧法でも、DNA 検査

が発達した現在もその前提は崩されていない。」「強制認知のように、親のない子が親を求める場合はともかく、すでにある親子関係を否定する場合には、DNA 鑑定の利用は慎重でなければならない。」と DNA 検査の利用について消極的な立場をとる。また、羽生香織上智大学教授も、法的問題としては、犯罪捜査における DNA 鑑定は、被疑者の中から犯人を特定する個人識別機能以上に、親子関係や遺伝病等の究極の個人情報を知り得るプライバシー侵害に該当し、人間の尊厳そのものを侵害するおそれがあるとの認識が明確である点が重要であり、刑事鑑定であれ民事鑑定であれ DNA 鑑定に対する姿勢に相違があるはずもなく、究極のプライバシーである遺伝情報への最大限の慎重さが要求されるとする。

他方で、中村恵東洋大学教授は、日本での遺伝子ビジネスの一環としての DNA 親子鑑定の私的利用については、DNA 多型学会でも、早い時期に、DNA 鑑定の指針をまとめ、懸念を表明しているが、認知制度では事実主義への移行が進み、嫡出否認や認知の訴えでも DNA 鑑定の利用が増大しており、父子関係の確定については、きちんとした法的枠組みのもとに DNA 親子鑑定など科学的親子鑑定を導入することは、子の福祉を実現するためであれば導入を検討すべきと説く。また、松倉耕作南山大学名誉教授は、血統訴訟と父子鑑定についての新しい波としての DNA 親子鑑定の導入に対して積極的な立場をとるが、他方で「親子鑑定のあるべき姿」について早急に提示しなければ、今後更に増加するであろう親子鑑定がもたらす社会や家族への弊害の拡大を抑えることができなくなってしまうのではないかとの危惧も指摘する。

裁判実務では、親子関係不存在確認、認知、嫡出否認の事件、不貞行為の慰謝料請求事件、不貞行為で生まれた子に支払った養育費の不当利得返還事件など親子関係が争われる事件では、当事者が提出した民間事業者や海外の業者等を利用した私的 DNA 鑑定の結果が採用されて、重要な法的判断が行われている。特に私的 DNA 親子鑑定について、日本では法的規制やガイドラインがあるわけではなく、あくまでも当事者が証拠として提出したり、また、個々の事案を判断する裁判官の事実認定の際の重要な証拠として使われたりしている。しかし、当事者が DNA 鑑定への協力を拒否した場合には、法的に協力を強制したり、そのことを理由に相手方の主張をそのまま認めたりするという制度は設けられておらず、一切の事情・資料を総合的に判断して、裁判官が親子関係の有無を判断することになる。

## 7 おわりに

DNA 親子鑑定は、親子関係の科学的真実にアクセス可能な手段として、ある種の社会的需要に応じて発展してきた。しかしながら、それがもたらす家族制度の揺らぎや、子の福祉に関わる深刻な影響、またプライバシーの侵害等、慎重な対応が求められる多くの課題も明らかとなっている。我が国においても、海外の動向を参考にしつつ、DNA 親子鑑定のあり方について、行政的監督、法的整備、倫理的ガイドラインの整備等、多方面の知見を結集した制度設計が求められている。今回の報告を端緒として、更なる社会的対話と制度的検討の進展を期待する。

## ＜参考資料 1＞審議経過

2021 年

9 月 30 日 臨床ゲノム医学分科会（第 25 期・第 1 回）  
役員の選出、意思の表出、シンポジウム等について

2022 年

4 月 22 日 臨床ゲノム医学分科会（第 25 期・第 2 回）  
意思の表出、シンポジウム等について

2023 年

9 月 20 日 臨床ゲノム医学分科会（第 25 期・第 3 回）  
意思の表出等について

2024 年

10 月 22 日 臨床ゲノム医学分科会（第 26 期・第 1 回）  
役員の選出、意思の表出等について

9 / 令和4年  
25 日

オンライン(ZOOM)開催 14:00-16:30

【総司会】 山内 泰子 日本学術会議連携会員  
川崎医療福祉大学教授  
櫻井 晃洋 日本学術会議連携会員  
札幌医科大学教授

プログラム

【開会の挨拶】 戸田 達史 日本学術会議第二部会員  
東京大学教授

14:05 高田 史男 日本学術会議連携会員  
北里大学大学院教授  
DNA親子鑑定の実用化がもたらす親子関係  
の揺らぎ、司法・社会の混乱と課題

14:35 棚村 政行 早稲田大学法学学術院教授  
法曹界での親子関係の現在の受け止め、  
DNA親子鑑定に絡めて

15:10 高取 由弥子 源和総合法律事務所 弁護士  
親子関係裁判手続におけるDNA親子鑑定と  
弁護士実務

15:40 今村 和彦 今村和彦法律事務所 弁護士、元裁判官  
司法の現場から：裁判官の視点を踏まえた  
弁護士の立場から

16:10 総合討論

【閉会の挨拶】 福嶋 義光 日本学術会議連携会員  
備前大学特任教授

以下のURLまたはQRコードからご視聴ください（予約不要）

<https://us06web.zoom.us/j/81231937319>

主催：日本学術会議第二部臨床医学委員会・臨床ゲノム医学分科会  
共催：一般社団法人日本人類遺伝学会  
問い合わせ先：neuro-ikyoku@umin.ac.jp

DNA親子鑑定の実用化がもたらす  
家族観のゆらぎと法的・社会的課題

日本学術会議第二部臨床医学委員会・臨床ゲノム医学分科会主催シンポジウム

日本学術会議  
SCIENCE COUNCIL OF JAPAN

日本人類遺伝学会  
The Japan Society of Human Genetics